

★ 保育料等

各月初日に在籍する就学前子どもの属する世帯の階層区分		保育料 徴収金額(月額:円)						副食費※ 徴収金額(月額:円)	
		3号認定:0~2歳(4月1日時点)						2号認定:3~5歳(4月1日時点)	
階層	時間	保育標準時間			保育短時間			保育標準時間、保育短時間	
	定義	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	同時入所児童のうち、最年長者から順に数えて1人目・2人目	同時入所児童のうち、最年長者から順に数えて3人目以降
第1-0	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
第2-2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
第3-2	均等割の額のみ世帯	8,250	0	0	8,150	0	0	0	0
第4-2	所得割課税額 48,600円未満	9,750	0	0	9,650	0	0	0	0
第5-2	所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	13,000	0	0	12,800	0	0	0	0
第6-2	所得割課税額 57,700円以上 76,500円未満	26,000	13,000	0	25,600	12,800	0	4,900	0
第7-2	所得割課税額 76,500円以上 97,000円未満	30,000	15,000	0	29,600	14,800	0	4,900	0
第7-3	所得割課税額 97,000円以上 135,000円未満	41,000	20,500	0	40,400	20,200	0	4,900	0
第8-0	所得割課税額 135,000円以上 169,000円未満	44,500	22,250	0	43,900	21,950	0	4,900	0
第10-0	所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	53,000	26,500	0	52,300	26,150	0	4,900	0
第11-0	所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	55,000	27,500	0	54,100	27,050	0	4,900	0
第12-0	所得割課税額 397,000円以上	56,000	28,000	0	55,000	27,500	0	4,900	0

●第1-0~7-3階層までの、ひとり親世帯又は障がい者世帯については下記の金額となります。

各月初日に在籍する就学前子どもの属する世帯の階層区分		保育料 徴収金額(月額:円)						副食費※ 徴収金額(月額:円)	
		3号認定:0~2歳(4月1日時点)						2号認定:3~5歳(4月1日時点)	
階層	時間	保育標準時間			保育短時間			保育標準時間、保育短時間	
	定義	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	1人目・2人目	3人目以降
第1-0	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
第2-1	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
第3-1	均等割の額のみ世帯	3,870	0	0	3,820	0	0	0	0
第4-1	所得割課税額 48,600円未満	4,500	0	0	4,500	0	0	0	0
第5-1	所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	4,500	0	0	4,500	0	0	0	0
第6-1	所得割課税額 57,700円以上 76,500円未満	4,500	0	0	4,500	0	0	0	0
第7-1	所得割課税額 76,500円以上 77,101円未満	4,500	0	0	4,500	0	0	0	0
第7-3	所得割課税額 77,101円以上 97,000円未満	30,000	15,000	0	29,600	14,800	0	4,900	0

※副食費は、給食のおかずやおやつ、の食材料費を指します。なお、上記の副食費は令和8年度の公立保育園の金額であり、金額は変更になる場合があります。私立保育園等の金額については、各園にお問い合わせください。

※3号認定の保育料には、給食費が含まれています。

※同居のご家族に障がい者手帳をお持ちの方がいる場合は、手帳のコピーを別途添付してください。

保育料等についての留意事項

- 保育料は令和8年度及び令和9年度の保護者等の市町村民税額等により決定します。

4月から8月分の保育料	令和8年度の市町村民税額により算定（令和7年中所得に基づく）
9月から翌年3月分の保育料	令和9年度の市町村民税額により算定（令和8年中所得に基づく）

- 父母の収入が基準額未満の場合、祖父母やその他の親族（世帯分離に関係なく同一住所にお住まい）、又は親族以外で同居している方（内縁関係含む）の課税額を合算して保育料が算定されることがあります。
- 所得割課税額を計算する場合には、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等による控除は適用しない（所得割額から控除しない）ものとします。
- 令和9年度の途中で支給認定が3号から2号に変わった場合でも、令和9年度中の保育料は3号認定の金額となります。